

令和6年度 市議会議員との意見交換会並びにPTA代表者懇談会

趣 旨

- (1) 市議会議員との意見交換を通して、保護者の意見を教育行政へ反映させる契機とする。
- (2) PTA代表者どうしがPTAのあり方等について意見交換を行い、相互の連携の下に児童・生徒の健全育成を一層推進するための一助とする。

《懇談会テーマ》「まず、みんなでPTAの諸課題を知ろう・語ろう。」

《意見交換会テーマ》「鴻巣市こども計画について」

- ・ 日 時 令和6年8月10日(土) 13:30～16:00
- ・ 場 所 鴻巣市文化センター(クリアこうのす) ※オンライン参加も可。

次 第

司会 副会長

1 開会行事(13時30分～13時40分)

- (1) 開会のことば
- (2) 会長あいさつ 会長 鈴木 将浩
- (3) 市議会議員自己紹介
- (4) 趣旨及び協議内容の説明 会長 鈴木 将浩

第1部 PTA代表者懇談会(13:40～14:40)

- (1) グループディスカッション(13:40～14:40)
ファシリテーター 鈴木会長(吉田顧問)
- (2) 5～6人のグループに分かれて、以下のテーマのいずれかを選択し、話し合う(中学校だけで1グループの予定)。PTA連合会役員を各グループに配置し各グループの司会進行を行う。
- (3) テーマ
 - ① 「みんな」がPTAを楽しむために、「私たち」ができること
 - ② うちのPTA、「これ」で困ってます!
 - ③ 「任意加入」問題、「一人一役・免除」問題等々
 - ④ 「PTA会長」、廃止しちゃって大丈夫!

○話し合った内容について、発表を行う。

(休憩 10分)

第2部 市議会議員との意見交換会(14:50～16:00)

2 閉会行事(16:00～)

閉会のことば

副会長

第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画(R2年度～R6年度)

子ども・子育て環境の整備	
教育・保育提供区域の設定	
教育・保育サービスの充実	教育・保育の量の見込みと確保方策
	教育・保育の一体的な提供と推進
	産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	病児・病後児保育事業
	ファミリー・サポート・センター事業
	利用者支援事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	妊婦健康診査
	実費徴収に係る補足給付を行う事業
	多様な主体が参画することを促進するための事業
	妊娠・出産期における支援
	乳幼児期における支援
学齢期・青年期における支援	
専門的支援が必要な子どもの支援	児童虐待防止対策の充実
	ひとり親家庭の自立支援の推進
	障がい児施策の充実
子どもの貧困に対する支援	子どもの居場所づくり
	その他の支援
雇用環境の整備	

国子ども大綱で示されている施策 ※鴻巣市はR6年度に検討中

子ども施策に関する重要事項	
ライフステージを通して	子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	子どもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
	子どもの貧困対策
	障がい児支援・医療的ケア児等への支援 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援
子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	
幼児期まで	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
学童期・思春期	子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
	居場所づくり
	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や養育
	いじめの防止
	不登校の子どもへの支援
	校則の見直し
	体罰や不適切な指導の防止
	高校中退の予防、高校中退後の支援
	高等教育の修学支援、高等教育の充実
青年期	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
子育て当事者への支援	子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	地域子育て支援、家庭教育支援
	共働き・子育ての推進、男性の育児・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	ひとり親家庭への支援
子ども施策を推進するために必要な事項	
社会参加・意見反映	子ども・若者の社会参画・意見反映
共通基盤	子ども施策の共通の基盤となる取組

黄色網掛けは子ども・子育て支援事業計画に含まれている施策

■子ども・子育て支援事業計画で取り組む主な子ども・子育て支援事業

事業名		事業概要
1	放課後児童クラブ管理運営事業	保護者等が就労等により、昼間家庭にいないことが常態である児童の健全な育成を図る事業
2	子育て短期支援事業	保護者の方の入院や通院、出張や冠婚葬祭などにより、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった場合に児童福祉施設で一時的にお子さんをお預かりする事業
3	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業
4	公立保育所管理運営事業	児童福祉法第24条に規定する保育を必要とする児童のために公立保育所を設置・運営し、子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図る事業
5	病児・病後児保育事業	児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間を適切な処遇のできる施設で預かる事業
6	ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員が必要なときに必要な子育て支援が受けられることを目的とした事業。また、地域で子育てを支援するサポーター(協力会員)の養成も行っている。具体的には、児童の幼稚園・保育所までの送迎や一時預かりなどを行う。
7	母子健診事業	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産後ケア等を行う事業
8	新生児訪問指導事業	申し込みのあった家庭に訪問し、児の健康状態チェック(身長、体重など)及び産婦の健康状態把握を行い、相談指導を実施する事業
9	養育支援訪問事業	訪問支援者は立案された支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する事業
10	特定教育・保育所等支援事業	特定教育・保育所等(民間保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設)へ委託費・給付費の交付を行う事業
11	こどもの居場所支援事業	こどもの居場所づくりの推進、企業と支援団体とのマッチング、こどもたちを必要な支援に結びつけるネットワークを形成する事業
12	未就園児預かり保育試行事業	保護者の就労等の理由を問わず、こどもを誰でも保育所等の施設に通わせることができる「こども誰でも通園制度」を令和8年度からの本格実施に先駆け、対象施設において月10時間を上限に試行的に実施する事業

こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

【説明資料】

こどもみんなが
こども家庭庁

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

子ども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- 子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・ 教育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。

② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- 子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・ 意見表明・社会参画の上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。

③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- 子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・ 「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・ 困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・ 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等
(子ども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成人医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援)
- 子どもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・ 妊娠前から妊娠前、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・ 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・ 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・ 居場所づくり
・ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・ いじめ防止 ・ 不登校の子どもへの支援 ・ 校則の見直し ・ 体罰や不適切な指導の防止 ・ 高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

4

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達にに応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

- 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定 ○自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

子ども大綱における目標・指標

別紙1に、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けた子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「子どもまんなか実行計画」において設定。

目標（別紙1）	（目標値）	指標（別紙2）
「子どもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもは権利の主体である」と思う人の割合 ・子どもの貧困率 ・里親等委託率 ・児童相談所における児童虐待相談対応件数 ・小・中・高生の自殺者数 ・妊産婦死亡率 ・安心できる場所の数が1つ以上ある子ども・若者の割合 ・いじめの重大事態の発生件数 ・不登校児童・生徒数 ・高校中退率 ・大学進学率 ・若年層の平均賃金 ・50歳時点の未婚率 ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 ・合計特殊出生率 ・出生数 ・夫婦の平均理想/予定子ども数 ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 ・男性の育児休業取得率 ・6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間 ・ひとり親世帯の貧困率 等
「生活に満足している」と思う子どもの割合	70%	
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	
社会的スキルを身につけている子どもの割合	80%	
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	90%	
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状 [※] 維持 ※97.1%	
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	70%	
「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	70%	
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%	
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合	55%	
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%	
「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	

目指す社会…子どもまんなか社会